

「児童ポルノ排除総合対策」取組状況

平成22年11月末現在

項目	関係省庁	取組内容	施策名等	実施状況(予算要求を含む。)	実施府省庁
1 児童ポルノの排除に向けた国民運動の推進					
① 協議会の開催	内閣府	児童ポルノの排除に向けた国民運動を官民一体となって推進するため、関係府省庁、教育関係団体、医療関係団体、事業者団体、NPO等で構成する協議会を開催し、国民運動の推進方策について協議するとともに、その周知を図る。	○児童ポルノ排除対策推進協議会の開催	・11月22日、都内において、約40団体で構成する「児童ポルノ排除対策推進協議会」の設立総会を開催した。	内閣府
② 国民運動の効果的な推進	内閣府 警察庁等	児童ポルノを排除するため、キャッチコピー、シンボルマーク等を公募し、広報・啓発活動に活用するとともに、シンポジウムを開催するなどして国民運動の効果的な推進を図る。	○公開シンポジウムの開催	・11月22日開催の児童ポルノ排除対策推進協議会において、「児童ポルノは絶対に許されない！」という国民運動スローガンを設定した。 ・国民運動の推進を目的として、11月22日、都内において、約130人を集め、公開シンポジウムを開催した。 (平成23年度要求額 2,839千円)	内閣府
			○児童ポルノ排除に向けた国民意識の醸成のためポスターやリーフレットを作成	・児童ポルノ排除に向けた国民意識の醸成等のためのポスター及びリーフレット作成のための経費を要求中(平成23年度要求額 3,838千円) ・児童ポルノ排除に向けた国民意識の醸成等のためのポスター7,200枚を作成して、都内の中学校・高校、自治会、駅及びインターネットカフェ等に配布した(警視庁)。	警察庁
③ ホームページによる広報・啓発活動	内閣府 警察庁等	内閣府のホームページにおいて、児童ポルノ排除対策ワーキングチームの活動状況について掲載するとともに、警察庁のホームページにおいて、「NO!!児童ポルノ」と題して、児童ポルノの定義、被害防止対策、検挙・被害状況、児童ポルノ被害の深刻さ等について掲載し、児童ポルノ排除対策に関する国民の理解の増進を図る。	○児童ポルノ排除対策ワーキングチーム等の開催状況の周知	・ホームページ上に、児童ポルノ排除対策ワーキングチームや児童ポルノ排除対策推進協議会の開催状況を掲載し、児童ポルノ排除に関する取組を周知した。	内閣府
			○警察庁ホームページに「NO!!児童ポルノ」を掲載	・警察庁や各都道府県警察のホームページで、児童ポルノの定義、被害防止対策、検挙・被害状況、児童ポルノ被害の深刻さ等を掲載中。	警察庁
④ 「児童虐待防止推進月間」における取組	厚生労働省等	毎年11月に実施している「児童虐待防止推進月間」において、児童ポルノの問題を含む児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、地方公共団体、関係団体等と連携した広報・啓発活動を推進する。	○児童ポルノ排除に向けた広報啓発活動の推進	・平成22年9月に、都道府県警察に対して、「児童虐待防止推進月間」の実施に当たり、児童ポルノ排除に向けた広報啓発を行うよう指示した。都道府県警察では、当該月間の実施に合わせ、児童ポルノ排除に向けたポスターを作成配付するなどの広報啓発を実施した。	警察庁
			○児童虐待防止推進月間における広報・啓発	・11月の児童虐待防止月間の広報ポスター等を地方自治体等に配布することにより、性的虐待を含む児童虐待についての広報・啓発を行った。 また、11月23日に開催した「子どもの虐待防止推進全国フォーラムin広島」の来訪者に対して児童ポルノに関する広報・啓発を行った。	厚生労働省
⑤ 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」等における取組	内閣府 警察庁等	毎年実施している「青少年の非行・被害防止全国強調月間」(7月)及び「子ども・若者育成支援強調月間」(11月)において、児童ポルノ排除に係る広報・啓発活動の強化等を重点項目に追加し、児童ポルノ排除対策の必要性等について国民の理解の増進を図るため、関係機関・団体と地域住民等が相互に協力・連携した広報・啓発活動を推進する。	○強調月間における広報・啓発活動等の実施	・「青少年の非行・被害防止全国強調月間」(7月)及び「子ども・若者育成支援強調月間」(11月)の実施要綱において、児童ポルノにかかる取組を重点事項等として盛り込み、関係機関等に周知したほか、政府広報において広報・啓発を行った。 ・強調月間の実施を都道府県警察に周知するとともに、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に当たって、広報啓発用ポスターを作成し、関係機関・団体に配布した。	内閣府
			○運動期間における広報・啓発活動の実施	・「女性に対する暴力をなくす運動」(11月12日～同月25日)において、児童の性的搾取を含む女性に対する暴力根絶に関する啓発用ポスター・リーフレットの作成・配布、キャンペーンの実施等の広報・啓発活動を行った。 (平成23年度要求額 7,219千円)	警察庁
⑥ 「女性に対する暴力をなくす運動」における取組	内閣府等	毎年11月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」において、児童の性的搾取を含む女性に対する暴力を根絶するため、地方公共団体、女性団体その他の関係団体と連携・協力し、広報・啓発活動を推進する。	○運動期間における広報・啓発活動の実施	・「女性に対する暴力をなくす運動」(11月12日～同月25日)において、児童の性的搾取を含む女性に対する暴力根絶に関する啓発用ポスター・リーフレットの作成・配布、キャンペーンの実施等の広報・啓発活動を行った。 (平成23年度要求額 7,219千円)	内閣府

項目	関係省庁	取組内容	施策名等	実施状況(予算要求を含む。)	実施府省庁
⑦ PTAを通じた保護者への働き掛け	文部科学省	関係省庁、PTAの全国組織等の中で緊密な連携を図り、PTAの全国大会、総会等の機会に、児童ポルノ排除の重要性について周知を図る。	○PTA全国組織への協力依頼	・平成22年7月、PTAの全国組織である日本PTA全国協議会に対して、本対策の主旨を説明し、協力を要請した。	文部科学省
⑧ 国際的取組への参画	外務省 警察庁 法務省	我が国が2005年に締結した「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」の規定に基づき、児童の権利委員会に提出した政府報告に対する同委員会の最終見解の趣旨を踏まえ、同選択議定書の実施の確保に努める。また、2008年11月、リオデジャネイロで開催された「第3回児童の性的搾取に反対する世界会議」において取りまとめられた「児童の性的搾取を防止・根絶するためのリオデジャネイロ宣言及び行動への呼びかけ」について国内での周知に努める。	○「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」の国内での実施(広報を含む)。	・児童の権利委員会に提出した政府報告に対する同委員会の最終見解の趣旨を踏まえ、同選択議定書の実施の確保に努めるとともに、最終見解及び「児童の性的搾取を防止・根絶するためのリオデジャネイロ宣言及び行動への呼びかけ」について外務省HPを通じた広報を実施。	外務省
			○議定書等の趣旨を踏まえた厳格な取締の実施	・平成21年6月、インターネット上に氾濫する児童ポルノを根絶し深刻な人権侵害を受けて将来にわたり苦しむ被害児童をなくすため、取締り、流通防止対策及び被害児童支援の3点を柱とする「児童ポルノの根絶に向けた重点プログラム」を策定し、児童ポルノ根絶に向けた総合的な対策を推進している。また、平成22年4月には児童ポルノ対策官の設置など体制の強化を図るとともに、各種会議等の場において、悪質な児童ポルノ事犯に対する取締りの徹底等を指示している。	警察庁

項目	関係省庁	取組内容	施策名等	実施状況(予算要求を含む。)	実施府省庁
2 被害防止対策の推進					
(1) 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備					
① 青少年インターネット環境整備法に基づく総合的な被害防止対策の推進	内閣府 内閣官房 警察庁 総務省 法務省 文部科学省 経済産業省	インターネットの利用を通じて青少年が児童ポルノ事犯等の犯罪被害やトラブルに遭う事例が絶えないこと等にかんがみ、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、青少年インターネット環境整備法が制定されたところ、同法の施行状況の把握のために必要なデータ収集を目的として、青少年及びその保護者に対し、フィルタリングの認知度・利用率や改善ニーズ等を調査するとともに、改善ニーズ等を踏まえたフィルタリングソフトウェアの性能向上のための方策の検討及び利用の促進を図る。また、同法に基づき、関係府省庁、関係事業者等が連携して、青少年、保護者等に対する青少年のインターネットの適切な利用に関する広報・啓発、調査研究その他の対策を総合的に推進する。	<p>○青少年のインターネット利用環境実態調査の実施</p> <p>○諸外国における青少年のインターネット整備状況等調査の実施</p> <p>○青少年インターネット環境整備法の周知に係る広報活動の実施</p>	<p>・平成22年度において、平成21年度に引き続き、青少年インターネット環境整備法の施行状況を把握するための基礎データを収集するため、青少年のインターネット利用環境実態調査を実施しているところ。 (平成23年度要求額 17,621千円)</p> <p>・平成22年度において、米独におけるインターネット上の違法・有害情報の現状、関連の法制度、民間による自主的取組等を調査するため、米独における青少年のインターネット環境整備状況等調査を実施しているところ。 (平成23年度要求額 10,885千円)</p> <p>・「健全なインターネット活用ができる青少年を育てるためのパンフレット」(子ども向け及び保護者向け)の配布等を通じて、青少年インターネット環境整備法の趣旨及び内容等を広報啓発している。</p>	内閣府
			<p>○児童ポルノ事犯の被害防止に向けた啓発活動の推進</p> <p>○携帯電話におけるフィルタリングの普及促進</p>	<p>・都道府県警察では、非行防止教室等において、インターネットの利用に起因した児童の犯罪被害の状況等に係る情報提供を行うとともに、携帯電話等のフィルタリングについて広報啓発を行うなど、児童ポルノ事犯の被害防止に向けた啓発活動を推進している。</p> <p>・平成22年11月に、「児童が使用する携帯電話に係るフィルタリングの100%普及を目指した取組の推進について」を都道府県警察に対して通達し、事業者に対する指導・要請の徹底、保護者に対する啓発活動の徹底及び知事部局等と連携した広報啓発活動の推進を指示するとともに、内閣府、総務省、経済産業省及び文部科学省と連携協力して、児童が使用する携帯電話に係るフィルタリングの100%普及を目指した取組を推進している。</p>	警察庁
			<p>○携帯電話・PHS事業者によるフィルタリング普及促進に関する自主的取組の支援</p> <p>○安心ネットづくり促進協議会等の民間団体による自主的取組への支援</p> <p>○「青少年インターネットワーキンググループ」における対策の検討</p>	<p>・携帯事業者および第三者機関と随時連携し、携帯電話フィルタリングサービスの周知および普及率向上、携帯電話フィルタリングのカスタマイズ機能等、多様なフィルタリングサービスの提供促進に取り組んでいるところ。</p> <p>・安心ネットづくり促進協議会による、全国各地域での啓発活動(地域事業)や利用環境整備に関する目標(自主憲章)を共有する国民運動(全国事業)、ネットが青少年に与える影響等の学術的調査・検証等の活動に対し、必要な情報提供や助言等の支援を行っている。</p> <p>・平成22年9月、「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」の下に「青少年インターネットワーキンググループ」を設置し、青少年インターネット環境整備法の成立・施行後の、青少年インターネット利用をとりまく状況を分析し、各関係者(保護者、教育関係者、民間団体、事業者、国、地方公共団体等)によるこれまでの取組を検証した上で、新しい状況に対応した青少年のインターネット利用環境の整備のためのさらなる取組の在り方についての検討を行っており、平成23年1月に中間報告を取りまとめる予定。</p>	総務省
			<p>○青少年を取り巻く有害環境対策の推進</p>	<p>・インターネットに接続可能なモバイル機器が、青少年にどのような影響を与えるかについて、調査研究を実施するために必要な経費を措置した。 (平成22年度予算額 159,603千円の内数)</p>	文部科学省

項目	関係省庁	取組内容	施策名等	実施状況(予算要求を含む。)	実施府省庁
			○フィルタリング普及啓発セミナーの実施	・青少年や保護者に加え、教職員や住民等青少年を取り巻く関係者に対し、青少年のインターネット利用にかかるリスクとその対策を説明することで、関係者全体のインターネットリテラシーの向上と保護者等による実効的な自主的対策の促進を図っている。 (平成23年度要求額 475,808千円の内数)	経済産業省
② 青少年保護に向けたメディアリテラシーの向上及び新たな取組に対する支援	総務省	メディアの健全な利用の促進に必要な情報の持つ意味を正しく理解し活用できる能力等(メディアリテラシー)の向上を図るため、コミュニティ型ウェブサイト(SNS(Social Networking Service))等の消費者発信型メディア(CGM(Consumer Generated Media))における安心・安全な利用に関する実態調査等の各種調査研究、メディアの特性に応じたメディアリテラシーに関する教材等の開発、関係者間の連携強化等を総合的に推進する。また、青少年がインターネットを介して犯罪に巻き込まれる事態を未然に防止するため、「利用者視点を踏まえたICT(Information and Communication Technology)サービスに係る諸問題に関する研究会」の提言を踏まえ、携帯電話利用者の年齢認証やメッセージ交換サービス監視等、CGM事業者の青少年保護に向けた新たな取組を支援する。	○CGM事業者による青少年保護に関する自主的取組の支援 ○情報の持つ意味を正しく理解し活用できる能力等(メディアリテラシー)向上のための調査・開発、啓発活動の展開	・「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」が平成22年5月、検討の成果として、①利用者情報の確認強化等のフィルタリングサービスの普及改善に向けた更なる取組のあり方、②「ミニメール」(SNS会員間のメッセージ交換サービス)の内容確認に関する法的整理および実施のあり方、③利用者の年齢認証の確実化に向けた取組強化の必要性、を提言として取りまとめた。これを受けて、大手SNSサイト等によるメッセージ交換サービスの監視や、携帯電話利用者の年齢認証のシステム構築に向けた検討等、CGM事業者の青少年保護に向けた新たな取組を支援している。 ・メディアリテラシーの育成に関し、公開中の教材について継続して普及を図るとともに、主として中学生、高校生を対象とした新たな教材の開発に取り組んでいる。	総務省
③ 官民の情報共有、ポータルサイトによる情報提供の推進	内閣官房 警察庁 総務省 法務省 文部科学省 経済産業省 等	官民を横断する違法・有害情報対策官民実務家ラウンドテーブルの連絡網により、政府の対策、民間の対応策等について実務者間での情報共有を実現する。また、違法・有害情報への具体的な対策や関係府省庁及び関係団体の取組等について、「インターネット上の違法・有害情報対策ポータルサイト」等を活用し、積極的な情報提供を実施する。	○違法・有害情報対策官民実務家ラウンドテーブル連絡網による情報共有の実施	・インターネット上の違法・有害情報に起因する問題に対応するため、「違法・有害情報対策官民実務家ラウンドテーブル」の枠組を活用し、政府、事業者、関係団体等に対し、平成22年度に11回情報提供を行い、官民の関係セクターを横断した情報共有を図った。また、違法・有害情報への具体的な対策や関係府省庁及び関係団体の取組等について、「インターネット上の違法・有害情報対策ポータルサイト」を活用し、情報提供を実施した。	内閣官房
			○安心ネットづくり促進協議会等民間団体への参画・支援	・安心ネットづくり促進協議会、児童ポルノ流通防止協議会等の民間の協議会に参加するとともに、関係者間での情報共有を図る等の取組を実施している。	総務省
				・安心ネットづくり促進協議会、児童ポルノ流通防止協議会における検討事項について、参画・支援を実施している。	経済産業省
④ フィルタリングの普及促進等のための施策	総務省 経済産業省	「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」の提言を踏まえ、フィルタリングサービスの普及改善に向けた更なる対策への支援を行う。また、青少年や保護者、教職員等青少年を取り巻く関係者に対し、青少年のインターネット利用に係るリスクとその対策を周知することで、関係者全体のインターネットリテラシーの向上と、保護者等による実効的な自主的対策を促進するべく、フィルタリングの認知・理解の向上を図るフィルタリング普及啓発セミナーや簡易フィルタリングソフトの無償提供等を実施する。	○携帯電話・PHS事業者によるフィルタリング普及促進に関する自主的取組の支援	・「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」が平成22年5月、検討の成果として、利用者情報の確認強化等のフィルタリングサービスの普及改善に向けた更なる取組のあり方等を提言として取りまとめた。これと連動する形で平成22年4月、社団法人電気通信事業者協会が「青少年への携帯電話等フィルタリングサービスの加入奨励に関する指針」を策定し、これを受けて携帯電話・PHS事業者がフィルタリングサービスの更なる普及改善を推進しており、こうした取組を支援している。	総務省
			○フィルタリング普及啓発セミナーの実施 ○簡易フィルタリングソフトの無償提供	・青少年や保護者に加え、教職員や住民等青少年を取り巻く関係者に対し、青少年のインターネット利用にかかるリスクとその対策を説明することで、関係者全体のインターネットリテラシーの向上と保護者等による実効的な自主的対策の促進を図っている。 (平成23年度要求額 475,808千円の内数) ・簡易フィルタリングソフトの無償提供を実施している。また、フィルタリング普及啓発セミナー及びインターネット安全教室にて、無償提供している簡易フィルタリングソフト周知を図っている。 (平成23年度要求額 475,808千円の内数)	経済産業省

項目	関係省庁	取組内容	施策名等	実施状況(予算要求を含む。)	実施府省庁
(2) 情報モラル等の普及の促進					
① インターネットの危険性及び適切な利用に関する広報・啓発活動	警察庁 内閣府 内閣官房 総務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省	非行防止教室、サイバーセキュリティに関する講習等において、有害情報の例や被害事例の紹介等インターネットの利用に起因した青少年の犯罪被害の状況等に係る情報提供を行うとともに、氏名や電話番号等の書き込み、写真の送付等を安易に行わないなどのインターネット利用上の注意や、インターネットを介して知り合った者との安易な交際が危険をもたらす可能性があること等について周知を図るなど、学校、地域、家庭等に対し、インターネットの危険性及び適切な利用に関する広報・啓発活動を推進する。また、インターネットの利用を通じた実際の被害事例と被害防止対策に関するリーフレット等を作成し、広報・啓発活動に活用する。	○青少年インターネット環境整備法の周知に係る広報活動(再掲)	・「健全なインターネット活用ができる青少年を育てるためのパンフレット」(子ども向け及び保護者向け)の配布等を通じて、青少年インターネット環境整備法の趣旨及び内容等を広報啓発している。	内閣府
			○児童ポルノ事犯の被害防止に向けた啓発活動の推進	・都道府県警察では、非行防止教室等において、インターネットの利用に起因した児童の犯罪被害の状況等に係る情報提供を行うとともに、携帯電話等のフィルタリングについて広報啓発を行うなど、児童ポルノ事犯の被害防止に向けた啓発活動を推進している。 ・平成22年11月に、「児童が使用する携帯電話に係るフィルタリングの100%普及を目指した取組の推進について」を都道府県警察に対して通達し、事業者に対する指導・要請の徹底、保護者に対する啓発活動の徹底及び知事部局等と連携した広報啓発活動の推進を指示するとともに、内閣府、総務省、経済産業省及び文部科学省と連携協力して、児童が使用する携帯電話に係るフィルタリングの100%普及を目指した取組を推進している。	警察庁
			○携帯電話におけるフィルタリングの普及促進	・携帯事業者および第三者機関と随時連携し、携帯電話フィルタリングサービスの周知および普及率向上、携帯電話フィルタリングのカスタマイズ機能等、多様なフィルタリングサービスの提供促進に取り組んでいるところ。	総務省
			○安心ネットづくり促進協議会等の民間団体による自主的取組への支援	・安心ネットづくり促進協議会による、全国各地域での啓発活動(地域事業)や利用環境整備に関する目標(自主憲章)を共有する国民運動(全国事業)、ネットが青少年に与える影響等の学術的調査・検証等の活動に対し、必要な情報提供や助言等の支援を行っている。	総務省
			○学校ネットパトロールに関する調査研究の実施	・学校・教育委員会が実施している学校ネットパトロール及び情報モラル教育等について現状と課題を整理するとともに、効果的な在り方について調査研究を実施している。 (平成22年度予算額 7,000千円)	文部科学省
			○青少年を取り巻く有害環境対策の推進	・携帯電話のインターネット利用に際して留意点を盛り込んだ子ども向けリーフレットを作成し、全国の小学校6年生に配布するとともに、携帯電話利用に係る親子のルールづくり等に関するリーフレットを、都道府県教育委員会・PTA団体等へ配布するための必要な経費を措置した。 (平成22年度予算額 159,603千円の内数)	文部科学省
			○e-ネットキャラバンの実施	・総務省、文部科学省及び通信関係団体等が連携し、子どもたちのインターネットの安心・安全な利用に向けて、主に保護者及び教職員を対象とした啓発講座を実施している。	総務省 文部科学省
② インターネット安全教室の実施	経済産業省 警察庁	経済産業省において、警察の協力の下、全国のNP ○法人等と連携し、青少年、保護者、教職員等に対して、情報セキュリティや違法・有害情報対策について普及啓発を図るインターネット安全教室を実施する。	○インターネット安全教室の開催	・インターネットを利用する一般利用者が、情報セキュリティに関する基礎知識を学習できる「インターネット安全教室」を全国各地で開催した。 (平成23年度要求額 953,862千円の内数)	経済産業省
				・インターネット安全教室において、情報セキュリティ等に関する広報啓発活動を推進している。	警察庁

項目	関係省庁	取組内容	施策名等	実施状況(予算要求を含む。)	実施府省庁
③ 学校及び家庭における情報モラル教育の充実	文部科学省	インターネット上の違法・有害情報の問題等情報化の影の部分が児童に大きな影響を与えており、児童がインターネットを利用した犯罪に巻き込まれやすくなっていることから、新しい学習指導要領を踏まえ、学校における情報モラル教育の充実を図る。また、児童ポルノ事犯による被害のきつかけとなりやすいインターネットの危険性及びその適切な利用について扱った家庭教育に関する講座が各地域で実施されるよう促す。	○e-ネットキャラバンの実施	・総務省、文部科学省及び通信関係団体等が連携し、子どもたちのインターネットの安心・安全な利用に向けて、主に保護者及び教職員を対象とした啓発講座を実施している。	総務省 文部科学省
			○教育の情報化に関する手引の追補	・平成22年10月、平成21年3月に公表した「教育の情報化に関する手引」(小学校・中学校・特別支援学校分)に高等学校の新学期指導要領に対応した内容を追補した。	文部科学省
			○家庭教育支援基盤形成事業	・身近な地域において、すべての親が家庭教育に関する学習や相談が出来る体制が整うよう、地域人材の養成・活用、学校等との連携による持続可能な仕組みをつくり、地域全体で家庭教育を支援した。(平成23年度要求額 9,812,739千円の内数)	
3 インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進					
① 違法情報の排除に向けた取組の推進	警察庁	サイバーパトロールやインターネット・ホットラインセンターに寄せられた通報を通じ、児童ポルノに係る違法情報の把握に努め、取締りを推進するとともに、サイト管理者等に対し、警察及びインターネット・ホットラインセンターから削除依頼等を実施する。また、インターネットを利用した児童ポルノ事犯の被疑者を検挙した場合等に、当該違法情報が掲載された掲示板のサイト管理者等に対し、当該違法情報の削除の要請及び同種事案の再発防止に努めるよう申入れ又は指導を行うほか、非行防止教室や情報セキュリティに関する講習等の場において、インターネット・ホットラインセンターの取組を紹介するなどして、インターネット上からの児童ポルノの削除の更なる促進を図る。	○ホットライン業務の委託 ○サイバーパトロール業務の委託 ○インターネット・ホットラインセンターを通じた削除依頼等の実施 ○インターネット・ホットラインセンターからの通報を元にした児童ポルノ事犯について全国各警察による一斉取締り等による効果的な取締りの推進 ○関係事業者に対する申入れ又は指導の強化 ○迅速な削除依頼の徹底を都道府県警察に指示 ○非行防止教室等における意識啓発	・インターネット上の違法情報・有害情報対策を推進するため、ホットライン業務の外部委託(削除依頼等の実施を含む。)を行っている。 ・出会い系サイトの禁止誘引情報や登録制サイト内の児童ポルノ・わいせつ物公然陳列画像等の違法情報を収集し、インターネット・ホットラインセンターに通報する業務(サイバーパトロール)の外部委託を行っている。 ・平成22年10月から、インターネット・ホットラインセンターから通報される違法情報に係る捜査の効率化(全国協働捜査方式)を試行実施している。 ・平成22年6月に発出した「インターネットを利用した児童ポルノ事犯に対する取締り等の推進について」等を踏まえ、児童ポルノ事犯の関連事業者に対する再発防止や児童ポルノの流通防止に係る指導、サイト管理者に対する迅速な削除依頼の徹底等に努めている。 ・都道府県警察では、非行防止教室等において、インターネットの利用に起因した児童の犯罪被害の状況等に係る情報提供を行うなど、児童ポルノ事犯の被害防止に向けた啓発活動を推進している。	警察庁
② 事業団体によるガイドライン等の策定の支援	総務省	「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する研究会」が平成18年8月に取りまとめた最終報告書の提言を受けて、事業団体(社)電気通信事業者協会、(社)テレコムサービス協会、(社)日本インターネットプロバイダー協会及び(社)日本ケーブルテレビ連盟)により策定された削除すべき児童ポルノの判断基準等を含む「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」及び「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の不断の見直しを支援する。	○「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」及び「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の見直し支援	・平成22年9月に以下の改定が行われている。 「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」について、 ・貸金業法の改正にともない、インターネット上に掲載されたヤミ金融業者の違法な広告の削除に関する判断基準を追加 ・警察機関からの違法情報の対応依頼書に「ヤミ金融業者による広告のケース」を追加 ・「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」について、禁止事項に「貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為」を追加。	総務省
③ 違法・有害情報相談センターの運営の支援	総務省	各種ガイドライン等に基づく、プロバイダ等によるインターネット上の違法・有害情報への対策を強化するため、インターネット上の違法・有害情報に関して、プロバイダ等から個々の事案への対応についての相談業務等を行う違法・有害情報相談センターの運営を支援する。	○インターネット上の違法・有害情報対応相談業務	・インターネット上の違法・有害情報についてプロバイダ責任制限法及び各種ガイドラインに関する相談を受け付けている。さらに、平成21年4月より施行された青少年インターネット環境整備法に基づき、青少年による有害情報の閲覧を防止する措置に係る努力義務の履行等に関する相談に対応している。また、寄せられた相談の集計及び分析を実施するとともに、インターネット上の違法・有害情報に関し、プロバイダ等向けのセミナーを開催している。(平成22年度予算額 38,627千円)	総務省

項目	関係省庁	取組内容	施策名等	実施状況(予算要求を含む。)	実施府省庁
④ 児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体との連携等を通じた児童ポルノ流通防止対策の推進	警察庁 内閣官房 内閣府 総務省 経済産業省	インターネット・サービス・プロバイダ(ISP)、検索エンジンサービス事業者及びフィルタリング事業者に対して児童ポルノが掲載されているウェブサイトに係るアドレスリストの作成、維持・管理、提供等を中立性の確保に配慮しつつ民間のイニシアティブにて行うための児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体の設置に向けた作業を進め、同団体との官民連携した児童ポルノ流通防止対策を推進する。	○官民連携した児童ポルノ流通防止対策に係る調査研究の実施 ○民間団体における自主的な取組への支援	平成22年6月から、インターネット協会に委託しリスト管理団体の試験運用 アドレスリスト作成 リスト提供に向けた取組 業務マニュアルの作成 各種検討に対する報告書の作成 等に関する調査研究を実施している。 ・児童ポルノ流通防止協議会において、児童ポルノ流通防止に係るアドレスリスト管理団体を監督する専門委員会の設置について合意され、近く専門委員会が発足する予定。 ・警察からアドレスリスト管理団体への児童ポルノ画像情報の提供方法について検討中。	警察庁
			○安心ネットづくり促進協議会等の民間団体による自主的な取組への支援	・安心ネットづくり促進協議会、児童ポルノ流通防止協議会等の民間の協議会に参加し、必要な情報提供や助言等を行うことにより、民間の自主的な取組を支援している。	総務省
				・安心ネットづくり促進協議会、児童ポルノ流通防止協議会における検討事項について、参画・支援を実施している。	経済産業省
⑤ ブロッキングの導入に向けた諸対策の推進	警察庁 総務省 内閣官房 内閣府 経済産業省	インターネット上の児童ポルノについては、児童の権利を著しく侵害するものであり、インターネット・ホットラインセンターが把握した画像について、サイト管理者等への削除要請や警察の捜査・被疑者検挙が行われた場合等でも、実際に画像が削除されるまでの間は画像が放置されるところであり、児童の権利を保護するためには、サーバーの国内外を問わず、画像発見後、速やかに児童ポルノ掲載アドレスリストを作成し、ISPによる閲覧防止措置(ブロッキング)を講ずる必要がある。そこで、このようなブロッキングについて、インターネット利用者の通信の秘密や表現の自由に不当な影響を及ぼさない運用に配慮しつつ、平成22年度を目的にISP等の関連事業者が自主的に実施することが可能となるよう、下記の対策を講ずる。			
i アドレスリストの迅速な作成・提供等実効性のあるブロッキングの自主的な導入に向けた環境整備		警察庁及びインターネット・ホットラインセンターからの情報提供により、児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体がプロバイダ等に対し迅速にアドレスリストを提供できるよう、実効性のあるブロッキング導入に向けた環境整備を実施する。	○官民連携した児童ポルノ流通防止対策に係る調査研究の実施 ○民間団体における自主的な取組への支援	平成22年6月から、インターネット協会に委託しリスト管理団体の試験運用 アドレスリスト作成 リスト提供に向けた取組 業務マニュアルの作成 各種検討に対する報告書の作成 等に関する調査研究を実施している。 ・児童ポルノ流通防止協議会において、児童ポルノ流通防止に係るアドレスリスト管理団体を監督する専門委員会の設置について合意され、近く専門委員会が発足する予定。 ・警察からアドレスリスト管理団体への児童ポルノ画像情報の提供方法について検討中。	警察庁
			○児童ポルノサイトのブロッキングに関する実証実験の実施に向けた準備	・児童ポルノサイトのブロッキングはインターネット利用者の通信の秘密や表現の自由に不当な影響を及ぼさない運用に配慮することが重要であり、ISPの規模に見合った精度の高いブロッキング方式の開発・実証を行い、その導入に向けた支援・環境整備を行うために、「児童ポルノサイトのブロッキングに関する実証実験」の実施に向けて、平成23年度予算を要求している。 (平成23年度予算要求額 525,285千円)	総務省
			○安心ネットづくり促進協議会等の民間団体による自主的な取組への支援	・安心ネットづくり促進協議会、児童ポルノ流通防止協議会等の民間の協議会に参加し、必要な情報提供や助言等を行うことにより、民間の自主的な取組を支援している。	
			○安心ネットづくり促進協議会等民間団体への積極的な支援	・安心ネットづくり促進協議会、児童ポルノ流通防止協議会における検討事項について、参画・支援を実施している。	経済産業省

項目	関係省庁	取組内容	施策名等	実施状況(予算要求を含む。)	実施府省庁
ii ISPによる実効性のあるブロッキングの自主的導入の促進		ISPに対し、インターネット上の児童ポルノの流通を防止するためのブロッキングの重要性、有効性等について理解を求め、実効性のあるブロッキングの自主的導入を促進する。	○官民連携した児童ポルノ流通防止対策に係る調査研究の実施 ○民間団体における自主的な取組への支援	平成22年6月から、インターネット協会に委託しリスト管理団体の試験運用 アドレスリスト作成 リスト提供に向けた取組 業務マニュアルの作成 各種検討に対する報告書の作成 等に関する調査研究を実施している。 ・児童ポルノ流通防止協議会において、児童ポルノ流通防止に係るアドレスリスト管理団体を監督する専門委員会の設置について合意され、近く専門委員会が発足する予定。 ・警察からアドレスリスト管理団体への児童ポルノ画像情報の提供方法について検討中。	警察庁
		○児童ポルノサイトのブロッキングに関する実証実験の実施に向けた準備	○安心ネットづくり促進協議会等の民間団体による自主的な取組への支援	・児童ポルノサイトのブロッキングはインターネット利用者の通信の秘密や表現の自由に不当な影響を及ぼさない運用に配慮することが重要であり、ISPの規模に見合った精度の高いブロッキング方式の開発・実証を行い、その導入に向けた支援・環境整備を行うために、「児童ポルノサイトのブロッキングに関する実証実験」の実施に向けて、平成23年度予算を要求している。 (平成23年度予算要求額 525,285千円) ・安心ネットづくり促進協議会、児童ポルノ流通防止協議会等の民間の協議会に参加し、必要な情報提供や助言等を行うことにより、民間の自主的な取組を支援している。	総務省
		○安心ネットづくり促進協議会等民間団体への積極的な支援		・安心ネットづくり促進協議会、児童ポルノ流通防止協議会における検討事項について、参画・支援を実施している。	経済産業省
iii 一般ユーザーに対する広報・啓発		インターネットの一般ユーザーに対し、ブロッキングの重要性等について幅広く広報・啓発し、理解を求めるとともに、インターネット上の流通防止対策に対する国民意識の醸成を図る。	○官民連携した児童ポルノ流通防止対策に係る調査研究の実施 ○民間団体における自主的な取組への支援	平成22年6月から、インターネット協会に委託しリスト管理団体の試験運用 アドレスリスト作成 リスト提供に向けた取組 業務マニュアルの作成 各種検討に対する報告書の作成 等に関する調査研究を実施している。 ・児童ポルノ流通防止協議会において、児童ポルノ流通防止に係るアドレスリスト管理団体を監督する専門委員会の設置について合意され、近く専門委員会が発足する予定。 ・警察からアドレスリスト管理団体への児童ポルノ画像情報の提供方法について検討中。	警察庁
		○児童ポルノサイトのブロッキングに関する実証実験の実施に向けた準備	○安心ネットづくり促進協議会等の民間団体による自主的な取組への支援	・児童ポルノサイトのブロッキングはインターネット利用者の通信の秘密や表現の自由に不当な影響を及ぼさない運用に配慮することが重要であり、ISPの規模に見合った精度の高いブロッキング方式の開発・実証を行い、その導入に向けた支援・環境整備を行うために、「児童ポルノサイトのブロッキングに関する実証実験」の実施に向けて、平成23年度予算を要求している。 (平成23年度予算要求額 525,285千円) ・安心ネットづくり促進協議会、児童ポルノ流通防止協議会等の民間の協議会に参加し、必要な情報提供や助言等を行うことにより、民間の自主的な取組を支援している。	総務省
		○安心ネットづくり促進協議会等民間団体による自主的な取組への支援		・安心ネットづくり促進協議会、児童ポルノ流通防止協議会等の民間の協議会に参加し、必要な情報提供や助言等を行うことにより、民間の自主的な取組を支援している。	

項目	関係省庁	取組内容	施策名等	実施状況(予算要求を含む。)	実施府省庁
4 被害児童の早期発見及び支援活動の推進					
(1) 早期発見・支援活動					
① 関係職員の意識啓発	警察庁 厚生労働省 文部科学省	地方公共団体等と連携し、児童ポルノ事犯について学校関係者、児童福祉関係者等の潜在的な被害児童に接する可能性のある職員の意識啓発を図り、児童ポルノ事犯による被害の早期発見に努める。	○各種会議・研修における職員に対する意識啓発の実施	・都道府県警察の職員を対象とした各種会議や各種研修において、児童ポルノ事犯等の被害児童の早期発見・早期保護に努めるよう指示している。都道府県警察では、街頭補導や各種相談等あらゆる警察活動を通じて児童ポルノ事犯等の被害児童の早期発見・早期保護に努めている。	警察庁
			○関係職員の意識啓発	・8月26日に開催した全国児童相談所長会議において「児童ポルノ排除総合対策」を周知することによる児童相談所等職員の意識啓発を行った。	厚生労働省
			○学校の生徒指導担当者に対する児童虐待防止についての啓発の実施	・平成22年9月に、生徒指導に関する学校・教員向けの基本書として、児童ポルノを含めた児童虐待への学校の対応についての解説を盛り込んだ「生徒指導提要」を各教育委員会及び学校に配付した。	文部科学省
② 街頭補導等を通じた被害防止及び被害児童の早期発見・保護活動	警察庁	警察において、街頭補導時における積極的な声掛け及び補導並びに少年相談受領時における専門職員等による適切な対応等により、児童ポルノ事犯による被害の未然防止及び被害児童の早期発見・保護に努める。	○少年補導・少年相談を通じた被害児童の早期発見・早期保護	・都道府県警察の職員を対象とした各種会議や各種研修において、児童ポルノ事犯等の被害児童の早期発見・早期保護に努めるよう指示している。都道府県警察では、街頭補導や各種相談等あらゆる警察活動を通じて児童ポルノ事犯等の被害児童の早期発見・早期保護に努めている。	警察庁
③ 被害児童に対する継続的支援の実施	警察庁 文部科学省 厚生労働省 法務省	警察において、被害児童の精神的打撃の軽減を図るため、少年補導職員、少年相談専門職員等により、個々の被害児童の特質に応じた計画的なカウンセリングの実施や、家庭、学校等と連携した環境調整等による継続的な支援を行う。	○少年補導職員等による被害児童に対する継続的な支援の実施	・都道府県警察では、少年の特性・心理に関する知識やカウンセリングに関する技能等を有する少年補導職員等が、心理学等の専門家からアドバイスを受けながら、被害児童に対してカウンセリングを実施したり、関係機関と連携して家庭環境の調整を行うなど、被害児童に対する継続的支援を行っている。	警察庁
			○スクールカウンセラー等活用事業 ○スクールソーシャルワーカー活用事業	・児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー等を平成22年度においては全公立中学校約1万校及び公立小学校1万校に配置できるよう必要な経費を措置するとともに、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーの配置に必要な経費を措置した。 (平成23年度要求額 9,812,739千円の内数)	文部科学省
④ カウンセリング態勢の充実	警察庁	警察において、被害児童の精神的打撃の軽減を図るための継続的な支援は、担当の職員のみでは対応が困難な場合も多いことから、あらかじめ臨床心理学、精神医学等の専門家を委嘱しておくなど、必要に応じて部外の専門家の助言を受けることができる態勢を整備する。なお、性犯罪被害者の負担軽減及び捜査の的確な推進のため、性犯罪被害者に対する各種支援及び捜査を一つの場で行う平成22年度モデル事業に係る性犯罪被害者対応拠点に性犯罪被害児童が来所した場合は、これらの専門家と連携して適切な対応を行うよう努める。	○カウンセリングアドバイザーの委嘱 ○性犯罪被害者対応拠点モデル事業の実施	・都道府県警察では、被害児童支援の担当職員が心理学等の専門家からアドバイスを受けることができるよう臨床心理士、大学教授、精神科医等の専門家を被害少年カウンセリングアドバイザーに委嘱している。平成22年度、全国の都道府県警察において、119名の専門家が被害少年カウンセリングアドバイザーに委嘱されている。 ・平成22年7月26日、愛知県において性犯罪被害者対応拠点「ハートフルステーション・あいち」を開設。開設後、性犯罪被害児童から来所などにより相談がなされた際には、臨床心理士等と連携するなど適切な対応を行っている。	警察庁
⑤ スクールカウンセラーを活用した教育相談体制の充実	文部科学省	児童の臨床心理に関して高度に専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の整備を支援することで、児童ポルノ事犯の被害に遭った児童の早期発見等に資する。また、児童ポルノ事犯を含む事件・事故や災害によって心のケアが必要になった児童への対応として、学校へのスクールカウンセラーの緊急派遣に係る支援を行う。	○スクールカウンセラー等活用事業	・児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー等を平成22年度においては全公立中学校約1万校及び公立小学校1万校に配置できるよう必要な経費を措置した。 (平成23年度要求額 9,812,739千円の内数)	文部科学省

項目	関係省庁	取組内容	施策名等	実施状況(予算要求を含む。)	実施府省庁
⑥ 児童相談所における児童等への支援や通報の実施	厚生労働省 警察庁	<p>児童相談所において、性的虐待、児童ポルノ事犯による被害等により心身に有害な影響を受けた児童に関する相談があった場合に、次の支援を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童心理司によるカウンセリングや児童福祉司による指導・援助 緊急的な保護を必要とする場合における一時保護 医療的なケアが必要な場合における病院等の専門機関の斡旋 児童の生活の立て直しが必要な場合における児童福祉施設への入所措置 <p>また、児童相談所への相談の過程で、児童の意思等を確認した上で、警察への通報を実施する。</p>	○児童相談所における児童等への支援や通報の実施	・8月26日に開催した全国児童相談所長会議において「児童ポルノ排除総合対策」を周知することによる児童相談所等職員の意識啓発を行った。 また、平成22年度補正予算において、安心子ども基金の中に、虐待防止対策の強化を図るため、児童相談所職員等に対する研修の実施などを盛り込んでいるところ。	厚生労働省 警察庁
			○児童相談所からの通報に対する適切な対応	・都道府県警察では、性的虐待や児童ポルノ事犯の被害に関する通報に対して、事案に応じ厳正な捜査を行うほか、児童相談所等と緊密に連携して被害児童の保護・支援を行うなど、適切な対応に努めている。	
⑦ 児童家庭支援センターの運営及び児童福祉施設における心理療法担当職員の配置	厚生労働省	<p>児童家庭支援センターの運営において、関係機関と連携し、児童ポルノ事犯による被害に係る相談と支援を実施するほか、心理的治療を必要とする児童への心理療法担当職員による治療、指導等を実施する。また、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設に心理療法を行う職員を配置し、虐待等による心的外傷のため心理療法を必要とする児童に、遊戯療法やカウンセリング等の心理療法を実施する。</p>	○児童家庭支援センター等の児童福祉施設における被害児童への支援	・全国78か所に児童家庭支援センターを設置し(平成21年度)虐待を受けた児童等に対する支援等を行っているほか、全国47か所の乳児院、469か所の児童養護施設、49か所の母子生活支援施設、20か所の児童自立支援施設に心理療法担当職員を配置し(平成21年度)、虐待を受けた児童等に対する心理療法を実施している。 また、児童家庭支援センターの設置については、平成23年度予算概算要求において108か所の概算要求を行っている。	厚生労働省
(2) 担当職員の能力の向上					
① 被害児童の心情に配慮した聴取技法の検討	警察庁	<p>警察庁に設置された心理学の専門家等からなる「被害児童からの客観的聴取技法に関する研究会」において、被害児童の心情や特性を理解し、二次的被害の防止に配慮しつつ、被害児童から得られる供述の証拠能力及び証明力を確保する聴取技法等について検討を行う。平成22年度に具体的な聴取技法を検討し、23年度に聴取技法のマニュアル、DVD等を作成するなど検討を進める。また、確立した聴取技法を都道府県警察に普及させるため、被害児童からの事情聴取の担当官を対象に聴取技法の必要性及び効果に関する講義や具体的事例に即した聴取手順のロールプレイ等を内容とする研修会を開催する。</p>	○被害児童からの客観的聴取技法に関する研究会の開催 ○被害児童支援担当責任者会議の開催	・平成21年度に引き続き、心理学等の専門家からなる「被害児童からの客観的聴取技法に関する研究会」を設置し、児童ポルノ事犯等の被害児童から事情聴取を行う際の具体的な聴取技法について検討を行っており、22年度中にガイドラインを策定する予定である。 ・さらに、平成23年度には被害児童からの聴取技法に関するマニュアルを作成(平成23年度要求額 844千円)するとともに、被害児童支援担当責任者会議を開催(平成23年度要求額 2,505千円)して、都道府県警察への周知徹底を図る予定。	警察庁
② 被害児童の支援の在り方に関する検討	警察庁 法務省 厚生労働省	<p>警察庁において、都道府県警察の被害児童支援担当者に対する研修を実施し、カウンセリングの実施方法、事案発生時の的確な対処方法、被害からの立ち直り支援方策等について、児童ポルノ事犯等の特性を踏まえた被害児童支援の在り方の検討を行うとともに、被害児童支援担当者の能力向上を図る。平成22年度に被害児童支援に関する事例を収集し、23年度に立ち直り支援に係る事例集を作成する。</p>	○被害児童支援の在り方の検討及び被害児童支援担当者の能力向上	・都道府県警察の被害児童支援担当者を対象とした研修として、9月に「カウンセリング専科」を、10月に「全国少年相談協議会」を開催し、被害児童支援の在り方の検討を行うとともに、被害児童支援担当者の能力向上を図った。	警察庁

項目	関係省庁	取組内容	施策名等	実施状況(予算要求を含む。)	実施府省庁
③ 性的被害児童等に対するケアに関する調査・研究及び研修の実施	厚生労働省	性的被害児童の早期発見方法や、性的虐待を受けた児童に対する児童相談所における聞き取り方法等について、それぞれ調査・研究を実施する。また、子どもの虹情報研修センターにおいて、児童相談所職員等を対象に性的虐待への対応について研修を実施する。	○性的虐待に関する調査・研究及び研修の実施	・厚生労働科学研究において、児童相談所等の機関を対象に、性的虐待対応やケアのためのガイドラインを策定し、効果的な対応・ケアに資することを目的とした研究(期間:平成20～22年度)が実施されている。こどもの虹情報研修センターは、本年8月に児童相談所経験通算5年を満たした児童相談所児童心理司スーパーバイザーを対象とした研修の中で「性的虐待への対応」の講義を行った。	厚生労働省
④ 心のケアに関する対応の充実	文部科学省	児童の日常的な心身の健康状態を把握し、健康問題等について早期発見・早期対応を図るため、養護教諭及び一般の教職員を対象とした効果的な健康観察及び健康相談の方法等に関する指導参考資料を作成するとともに、養護教諭、学校に派遣されている臨床心理士等を対象としたシンポジウムを開催する。	○心のケア対策推進事業	・災害や事件事故発生時における子どもの心のケア、子どもの心のケアの体制づくり、危機発生時における健康観察の進め方等、子どもの心のケアに関する対処方法等について記述した指導参考資料を9月に全国の小学校、中学校、高等学校等に配布した。 ・11月30日、都内において、子どもの心のケアの充実を目的に、養護教諭、学校に派遣されている臨床心理士等、約400名を集め、子どもの心のケアシンポジウムを開催した。 (平成23年度要求額6,799千円)	文部科学省
5 児童ポルノ事犯の取締りの強化					
① 悪質な児童ポルノ事犯の徹底検挙	警察庁	サイバーパトロールの一層の推進やインターネット・ホットラインセンター及び匿名通報ダイヤルからの各種情報の積極的な活用を図るほか、都道府県警察間の合・共同捜査の積極的推進、児童ポルノ愛好者グループの実態解明等を通じ、低年齢児童の性犯罪被害を伴う児童ポルノ製造事犯等に重点を置いた捜査を強化し、悪質な児童ポルノ事犯の検挙の徹底を図る。	○悪質な児童ポルノ事犯の徹底検挙 ○インターネット・ホットラインセンターからの通報を元にした児童ポルノ事犯について全国警察による一斉取締り等による効果的な取締りの推進	・平成22年10月から、インターネット・ホットラインセンターから通報される違法情報に係る捜査の効率化(全国協働捜査方式)を試行実施している。 ・悪質な児童ポルノ事犯に対して、全国警察による一斉取締り等による効果的な取締りを推進している。 ・平成22年5月、7月、インターネット・ホットラインセンターからの通報による児童ポルノ、わいせつ画像公然陳列等事件一斉取締りの実施 ・平成22年9月、ファイル共有ソフトを利用した児童ポルノ事件について、全国21都道府県警察において一斉取締りを実施 ・平成22年10月、13府県警察による複数の児童ポルノ愛好者グループの一斉取締りを実施 ・平成22年上半年期の児童ポルノ事件の送致件数は599件で前年同期比63.2%増加、被害児童数は295人で99.3%増加と、いずれも過去最多を記録している。	警察庁
② 悪質な関連事業者に対する責任追及の強化	警察庁	児童ポルノの提供等に加担しているサイト管理者、サーバー管理者といった悪質な関連事業者について、当該関連事業者に対する指導・警告を徹底し、風営適正化法に基づき当該サーバー管理者等に対して勧告を行うほか、刑事責任の追及を図るなど、悪質な関連事業者に対する責任追及を強化する。	○悪質な関連事業者に対する責任追及の強化	・平成22年6月に発出した「インターネットを利用した児童ポルノ事犯に対する取締り等の推進について」等を踏まえ、悪質な児童ポルノ事犯に対する取締りの強化及びインターネット利用事犯に係る悪質なサイト管理者等の関連事業者に対する刑事責任の追及等に努めている。 ・平成22年5月、児童ポルノランキングサイト管理会社に対する削除依頼を実施(警視庁) ・平成22年5月、サーバ管理会社に対する講習会を開催(大阪府警) ・平成22年10月、インターネット上に児童ポルノ画像等を公開したとして、サイト管理会社社長らを児童ポルノ等公然陳列罪で検挙(岡山県警)	警察庁
③ 外国捜査機関等との連携の強化	警察庁	国際刑事警察機構(ICPO)、G8ローマ・リヨン・グループ等の国際的な取組への積極的な参加や、米国連邦捜査局(FBI)が実施する研修への職員の派遣、平成14年から実施している東南アジアにおける児童の商業的・性的搾取対策に関するセミナー及び捜査官会議の拡充等を通じて、外国捜査機関等との情報交換や国際捜査協力のための調整を行うとともに、連携態勢の強化を図る。	○ICPO国際児童ポルノデータベースへの参画 ○ICPO主催会議及びG8ローマ/リヨン・グループ会合への参加 ○東南アジアにおける児童の商業的・性的搾取対策に関するセミナー及び捜査官会議の開催	・平成22年度中にICPO国際児童ポルノデータベース用端末が配備される予定であり、同データベース操作講習会にも出席予定。 ・平成22年11月、G8ローマ/リヨン・グループ会合に出席し、我が国が提案した「性的搾取による被害児童の支援」プロジェクトの進捗状況等について説明したところであり、平成23年4月を目途に、被害児童支援に関する好事例集を取りまとめる予定。 ・平成22年11月、東南アジアにおける児童の商業的・性的搾取対策に関するセミナー及び捜査官会議を開催、同セミナーにおいて、日本における児童ポルノの現状や警察等の取組を出席者に紹介し、児童ポルノ排除への啓発を図るとともに、捜査官会議において、外国捜査機関等との情報交換や連携態勢の強化に努めた。	警察庁

項目	関係省庁	取組内容	施策名等	実施状況(予算要求を含む。)	実施府省庁
④ 児童ポルノ関連事犯に対する厳正な対応	法務省	児童ポルノ関連事犯に対しては、国外犯規定を含め、児童買春・児童ポルノ禁止法等の積極的な適用を通じて、厳正な科刑の実現に努める。	○児童ポルノ関連事犯に対する厳正な科刑の実現	・検察では、平成22年7月に策定された「児童ポルノ排除総合対策」に基づき、引き続き児童ポルノ関連事犯に対して、児童買春・児童ポルノ禁止法等の積極的な適用を通じて、厳正な科刑の実現に努めている。	法務省
⑤ 児童ポルノ事犯に関する捜査能力等の向上	警察庁	警察庁において、平成22年4月に児童ポルノ対策官の設置や画像分析体制の拡充等体制の強化が図られたところであるが、こうした体制の下、被害児童の特定や犯行手口の解明等、児童ポルノ画像等のより綿密な分析を行うとともに、合・共同捜査を積極的に推進するなどして、全国警察の児童ポルノ事犯捜査力の向上を図る。また、各都道府県警察におけるファイル共有ソフト利用事犯を含む児童ポルノ事犯に対する捜査能力の向上を図るため、平成22年度から児童ポルノ事犯捜査に特化した専科教養を実施する。	○児童ポルノ対策官の設置及び画像分析体制の拡充等の体制強化 ○児童ポルノ事犯捜査に特化した専科教養の実施 ○全国ファイル共有ソフト利用事件研修会の実施 ○平成21年度から管区警察局単位での実機捜査による研修会を開催	・平成22年6月に児童ポルノ事犯捜査共助責任者会議を開催、7月から8月にブロック別の少年警察実践塾を実施、11月に全国ファイル共有ソフト利用事件研修会を開催するなど、合・共同捜査体制の強化や捜査技能の向上に努めており、9月、10月には警察庁の調整により児童ポルノ事犯の一斉取締りを実施した。 ・児童ポルノ対策官の下、画像分析・手口分析の充実に努めており、平成22年11月、英国の画像分析専門官を招へいし、担当者の画像分析技能向上を図るための研修を行った。 ・平成23年2月、児童ポルノ事犯捜査専科を実施予定。	警察庁
⑥ 検察官に対する研修の実施	法務省	検察官に対して、その経験年数等に応じた各種研修において、児童に対する配慮等に関する講義を実施するなどして、児童ポルノ事犯に関する知識の取得に努める。	○各種研修の実施	・検察官に対し、経験年数に応じて実施する各種研修の中で、「児童及び女性に対する配慮と検察実務」などその特性を踏まえた講義を実施している。	法務省
6 諸外国における児童ポルノ対策の調査等					
① G8ローマ・リヨン・グループにおける「性的搾取による被害児童の支援」プロジェクトの推進	警察庁	G8各国のテロ対策専門家及び国際組織犯罪対策専門家で構成されるG8ローマ・リヨン・グループにおいて、平成22年2月、「性的搾取による被害児童の支援」に関する新規プロジェクトを提案し、承認されたところであり、今後、本プロジェクトを推進していくことで、各国における性的搾取による被害児童支援対策の好事例集の作成を行う。	○G8各国における性的搾取による被害児童支援対策の好事例集の作成	・G8各国から提出された質問票の回答を集約し、最終文書案の作成作業中であり、平成23年4月を目途に、「性的搾取による被害児童の支援に関する好事例集」を取りまとめる予定。	警察庁
② 諸外国の児童ポルノ対策の調査	外務省 警察庁 法務省	G8を中心とした諸外国における児童ポルノ関連法規制について、在外公館を通じて調査を行ってきているところ、法規制に関する動向及びインターネット上のブロッキング等の新たな規制を始めとする諸動向に関する調査を継続し、定期的に結果を取りまとめる。	○諸外国の児童ポルノ関連法規制についての調査	・本年6月、G8各国における国内法制上の「児童ポルノ」の定義に関する調査を実施。	外務省
			○22年度「海外における児童ポルノのブロッキングの現状に関する調査」の実施	・平成22年度中に、海外における児童ポルノのブロッキングの現状に関する調査を実施し、報告書を取りまとめる予定。	警察庁
③ 民間団体による取組への支援	総務省	「安心ネットづくり促進協議会」等において実施する諸外国のブロッキング等流通・閲覧防止対策に関する調査等の実施に向けた取組への支援を行う。	○安心ネットづくり促進協議会等の民間団体による自主的取組への支援	・安心ネットづくり促進協議会、児童ポルノ流通防止協議会等の民間の協議会に参加し、必要な情報提供や助言等を行うことにより、民間の自主的取組を支援している。	総務省